

仕事と家庭生活の両立支援のための休暇制度等について

職員の皆さんへ

仕事と子育てや介護等の家庭生活の両立を支援するために、県の条例・規則により様々な休暇等の制度が設けられています。

また、職員の仕事と家庭生活の両立を支援するためには、職場の皆さん一人一人による休暇制度等の適切な理解も大切となります。是非ご参照ください。

育児関係の休暇等

会計年度任用職員の方も育児短時間勤務及び休憩時間の特例以外は取得可能な場合があります。日数や要件等はこの表と異なる場合がありますので、詳しくは所属の担当者にお尋ねください。

主な休暇等の種類	取得可能日数	取得可能期間・取得要件等
不妊治療に係る特別休暇 (出生サポート休暇)	年5日 (体外受精等を行う場合は年10日) (1日、1時間、1分単位での取得可)	不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合
出産補助休暇 (男性のみ)	3日 (1日、1時間単位での取得可)	妻が入院等する日から出産日後2週間まで
父親育児休暇 (男性のみ)	5日 (1日、1時間単位での取得可)	妻の出産日後子が1歳に達するまで。上の子(小学校就学前)の育児をする場合は、妻の出産予定日の8週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)から子が1歳に達するまで *出産に係る子に特別な事情がある場合、産後取得期間の特例有
育児休業	養育しようとする子が3歳に達する日までの日数 (育児休業期間は期末手当が減額されるが、休業期間が1ヶ月以下の場合は減額されない。)	養育しようとする子が3歳に達する日まで 配偶者の就業の有無に関わらず取得でき、県費負担教職員同士の夫婦でも、同時に取得できます。また、子1人につき原則2回まで育児休業を取得できます(子の生後8週間以内の育児休業は含みません。) *まずは1ヶ月間、育児休業を取得してみてください*
育児短時間勤務	①1日につき3時間55分×週5日勤務 ②1日につき4時間55分×週5日勤務 ③1日につき7時間45分×週3日勤務等の勤務形態から選択する。 (給与) 給与月額は勤務時間数に応じた額(休暇) 年次休暇は勤務日数等で比例付与	養育しようとする子が小学校就学の始期に達するまで(請求期間等) ・1ヶ月前までに、1年以上1年以下の期間で請求 ・毎年度の請求を原則とし、同一年度の延長請求は1回限り ・育児短時間の終了後1年以内は、特別の事情がある場合を除き再度の請求不可
部分休業	①1日につき2時間以内(30分単位) ②1年度につき10日(77時間30分)の範囲内(1日、1時間単位)のいずれかを選択	養育しようとする子が小学校就学の始期に達するまで
休憩時間の特例	45分を超える休憩時間を45分に短縮し、始業時間を繰り下げる又は終業時刻を繰り上げる	次の①～③に該当する場合で、かつ校務の運営に支障がないと所属長が認める場合 ①小学校就学の始期に達するまでの同居の子のある職員が、その子を養育する場合 ②小学校に就学している同居の子を送迎する場合 ③日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合
育児時間	1日2回それぞれ30分以上45分以内(通算し、1時間30分を一括取得可)	1歳6月未満の子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合
子育て支援休暇	次の①、②及び③を合計した日数の範囲内(上限10日) 1日、1時間、30分単位での取得可 ①小学生までの子 年5日 (複数の子を有する場合は年10日) ②中学生の場合 年3日 (複数の子を有する場合は年6日) ③9歳に達する日以後最初の3月31日までにある孫 年5日(複数の場合も5日) ※ 年の途中で義務教育終了その他の事由により子等の人数が2人以上から1人になった場合は、その時点の残日数(1人となった子が小学生以下の場合は5日、9歳に達する日以後最初の3月31日までにある孫の場合は5日、中学生の場合は3日が上限)の範囲内で取得可。	・子又は孫の看護(以下参照)を行う必要があり、その看護に従事する場合 ①負傷、疾病による治療、療養中の看病や通院などの世話 ②予防注射や健康診断を受けさせるための付き添い ③感染症予防のため、保育所・幼稚園・小学校・特別支援学校(中学部・高等部)が閉鎖(学級閉鎖を含む)された際に子等の健康を管理する場合 ・義務教育終了前の子が在籍する学校等が実施する行事(以下参照)に参加する場合 入学(園)式、卒業(園)式、家庭訪問、授業(保育)参観、運動会、学芸会、懇談会、不登校児童生徒への支援のための面談等が対象 ・子が在籍する特別支援学校(高等部)が実施する家庭訪問、現場実習その他学校から保護者の付き添いや同席を要請された学校行事に参加する場合

裏面には介護関係の休暇を掲載しています。あわせてご覧ください。

介護関係の休暇等

主な休暇等の種類	取得可能日数	取得可能期間・取得要件等
介護休暇 (無給)	<p>要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに3回以下、合計6月以下の範囲内で設定した「指定期間」内において1日又は30分単位で必要と認められる期間</p> <p>※ 30分単位の介護休暇は1日合計4時間まで(一定の要件に該当すれば5時間まで)</p> <p>※ 「指定期間」は介護休暇が取得可能な期間であり、年次休暇のように取得した休暇の日数や時間数を積み上げた量を示すものではない。</p>	<p>負傷、疾病又は老齢(負傷又は疾病による後遺障がい及び先天的な障がいを含む。)により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者(要介護者)を介護する場合に認められる。</p> <p>・要介護者の範囲</p> <p>配偶者・父母・父母の配偶者・配偶者の父母・配偶者の父母の配偶者・祖父母・祖父母の配偶者・配偶者の祖父母・子・子の配偶者・配偶者の子・孫・孫の配偶者・配偶者の孫・兄弟姉妹・兄弟姉妹の配偶者(同居に限る)・配偶者の兄弟姉妹(同居に限る。)</p> <p>「介護」には、家庭での医療・療養上の世話や身の回りの世話、入院中の身の回りの世話のほか、これらに付随する入・退院のための手続、付添い等の手配、退院後の介助者探し等も含まれる。</p>
介護時間 (無給)	30分単位で、1日につき2時間を超えない範囲内	<p>要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する3年の期間内で取得可。</p> <p>・要介護者の範囲、介護の定義は介護休暇と同じ。</p> <p>・当該要介護者に係る介護休暇と重複して取得することはできない。</p>
短期介護休暇 (有給)	<p>年5日(要介護者が2人以上の場合にあっては10日の範囲内)</p> <p>1日、1時間、30分単位での取得可</p> <p>※ 年途中で要介護者の人数が2人以上から1人になった場合は、その時点の残日数(5日が上限)の範囲内で取得可</p>	<p>負傷、疾病又は老齢(負傷又は疾病による後遺障がい及び先天的な障がいを含む。)により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者(要介護者)について、職員が介護その他必要な世話を行う場合。</p> <p>・要介護者の範囲は介護休暇と同じ。</p> <p>・介護その他の世話には、家庭での医療・療養上の世話や身の回りの世話、入院中の身の回りの世話のほか、これらに付随する入・退院のための手続、付添い等の手配、退院後の介助者探し、介護サービスの手続代行、通院の付き添い等も含まれる。</p>

※ その他、休憩時間の特例の制度については、介護を行う職員も育児を行う職員と同様に利用できます。

仕事と出生時・育児期の両立支援について

令和7年10月から仕事と出生時・育児期の両立支援を強化するための措置が施行され、次の職員には所属長から制度の情報提供および制度利用の意向確認が行われます。

- ① **職員又は配偶者が妊娠し、又は出産したことを申し出た職員**
- ② **3歳に満たない子を養育する職員**

育児・介護を行う職員のための深夜勤務・時間外勤務の制限(免除)があります!

育児や介護を行う職員にとって深夜勤務・時間外勤務は大きな負担になることから、条件に該当する場合には深夜勤務の制限や時間外勤務の制限(免除)を請求することができます。

- ① 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合
- ② 職員が自ら介護を行う場合

妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントをなくそう!!

妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントとは、職場において行われる上司、同僚からの言動により、妊娠・出産した女性職員や育児休業や介護休暇等を申し出た職員の勤務環境が害されることをいいます。

<例>・育児や介護の事情により、短時間勤務をしている職員に「早く帰るから迷惑だ」と言う。

・育児(介護)休業の取得について相談したら「男のくせに」と周囲にも聞こえるように言う。

職員の皆さんにおかれては、こうしたハラスメントを行わないよう、自らの言動に留意してください。

また、管理監督職員におかれては、必要に応じて業務分担を見直すなど適切な業務マネジメントを行い、育児や介護に係る休暇等が取得しやすい環境を整備してください。

休暇・休職制度の詳細については所属の担当職員にお尋ねください。

